自治的地域コミュニティには、次のような役割が期待されます。

① 住民のまちづくりへの参画

② 人・情報の交流

③ ボランティア等市民活動に関する相談

④ 地域学習

⑤ 住民意識の啓発・向上

などです。

[解説]

「交流の場」

住民のまちづくりへの参画や人・情報の交流を促すため、大きく二つの「場」が考えられます。一つは、地域のまちづくりについて協議・決定する場です。例えば、「まちづくり協議会」、「まちづくり委員会」、「住民会議」などの名称で呼ばれる組織の設置です。もう一つは、誰もが訪れたいときに訪れ、地域情報を取得し、あるいは交流できる拠点づくりです。市民の皆さんから寄せられた意見・提言にも「縁側」、「NPOハウス」、「ほっとスポット」、「地域プラットホーム」などの名称で開設が求められています。これらの「場」は、地域交流の拠点として、社会貢献活動に参加したい住民の窓口となったり、サービスを提供したい人と受けたい人とのマッチング(仲介)や、学びたい人へのきっかけづくりとしての機能が望まれます。

「住民主体の地域のまちづくり」

住民自らが地域の「まちづくり計画」や「ふれあい憲章」を作成するなど、新たな住民自治に向けた取り組みを、多くの住民の参画によって主体的・段階的に進めることが求められます。

自治的地域コミュニティのイメージ図

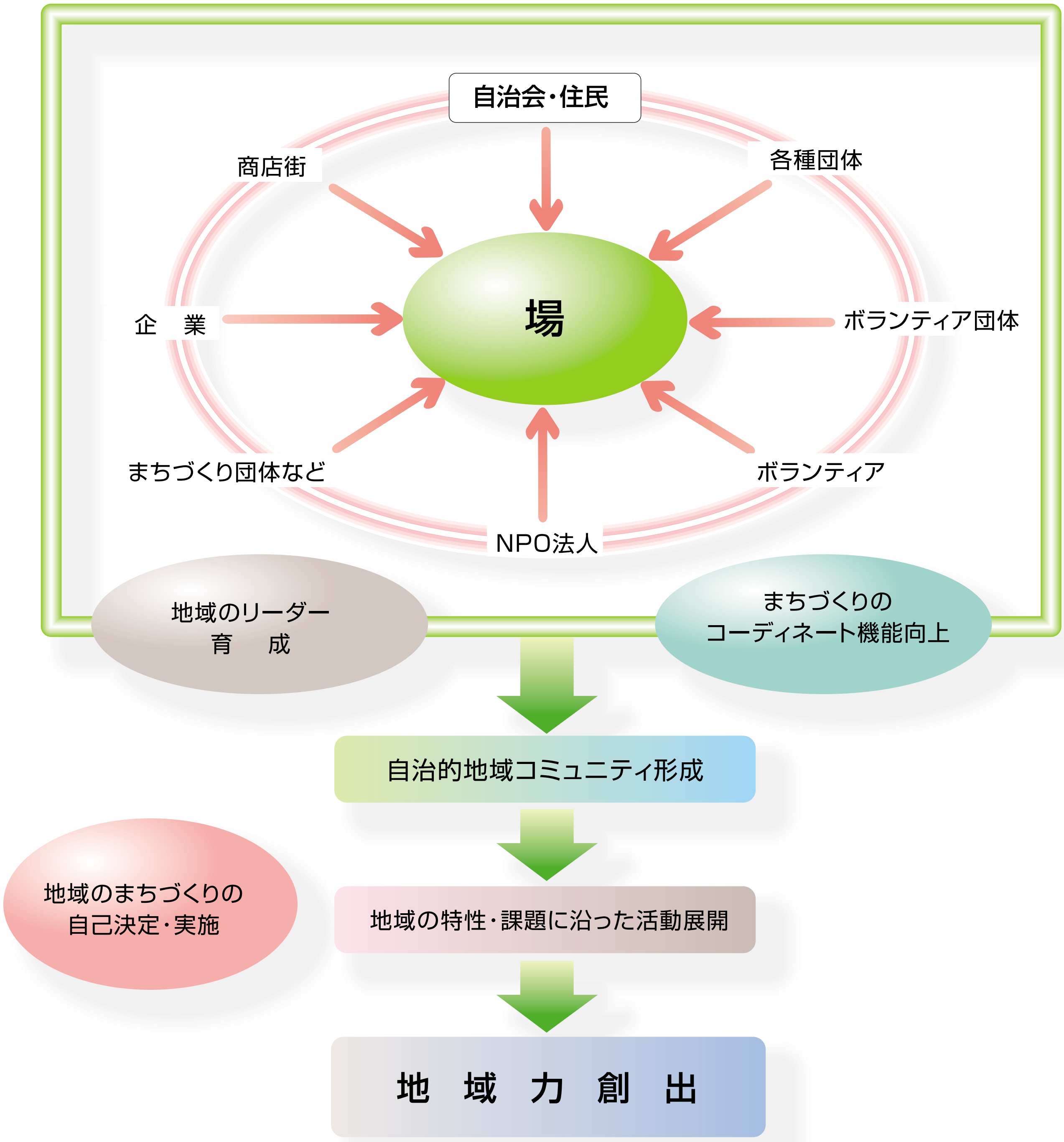

市民相互の支え合い ～ブドウの房型ネットワーク～

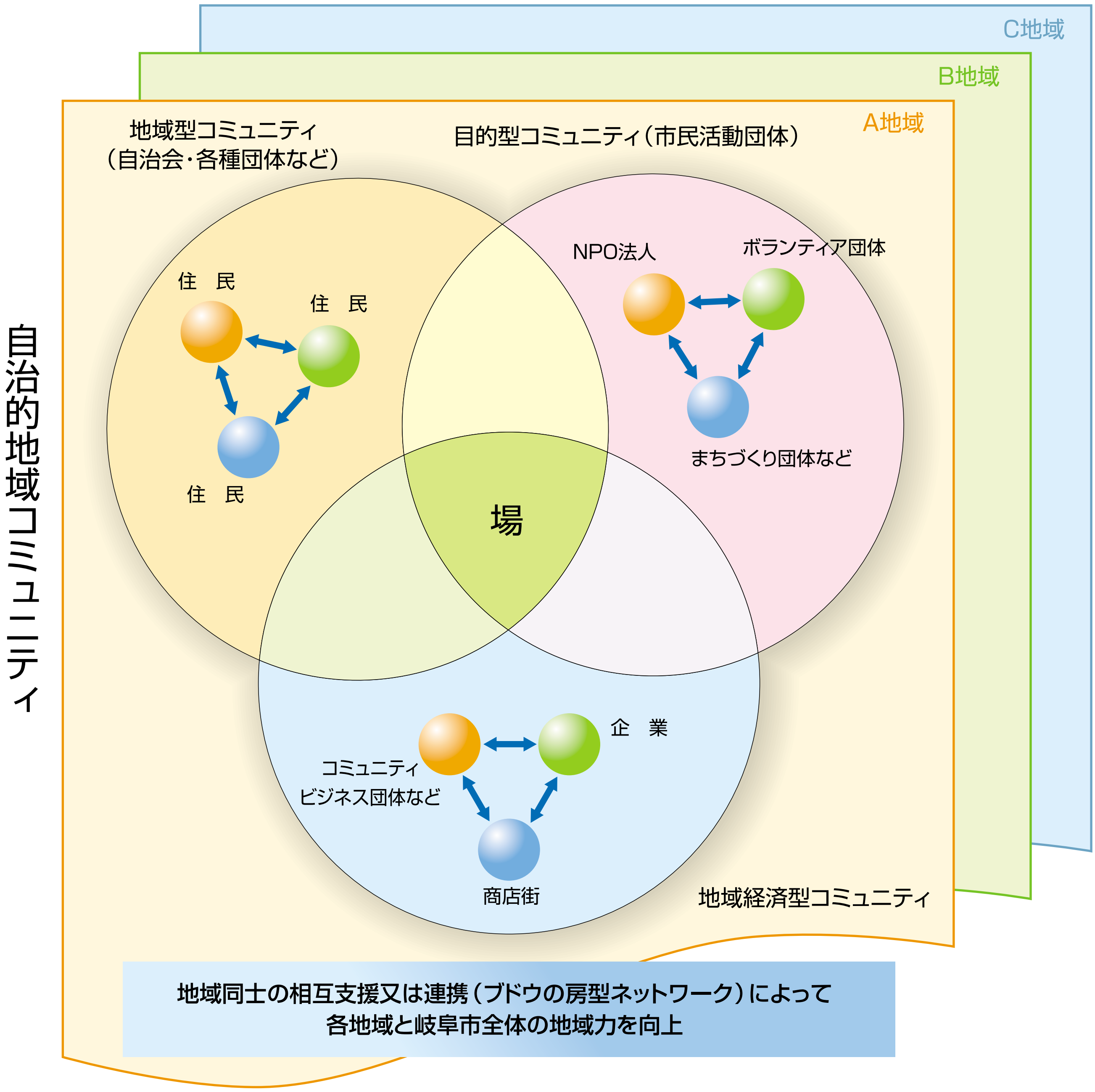

住民主体の地域のまちづくり（事例）

STEP1（第1段階）

まちづくりの芽・まちづくりの課題発見

（隣近所・町内・自治会・各種団体・市民活動団体など）

↓

STEP2（第2段階）

地域で協議

（隣近所・市民活動団体→町内→各種団体・自治会→自治的地域コミュニティなど）

↓

STEP3（第3段階）

地域として取り組む課題をピックアップ

「ポイ捨てのないきれいなまちにしたい」「あいさつ運動をやろう」
「子どもをみんなで見守ろう」「高齢者にやさしいまちにしたい」など

↓

STEP4（第4段階）

「地域が主体となって解決する課題」と「行政との協働で解決する課題」を区分

STEP5（第5段階）

主として地域が中心となって解決する課題＜市民相互の協働＞

「ペットのふん害防止」「ごみ出しルールの徹底」など

↓

・地域の連携
・住民周知
・市の支援制度・協働制度の活用
☆ アダプト・プログラム
☆ ホッとタウンプロジェクト
・・など

STEP5（第5段階）

行政との協働で解決すべき課題＜市民と行政の協働＞

「夜道が暗く、安心して歩けない」
「バリアフリーのまちにしたい」　など

↓

・ともに考える「場」の設定
☆ 出前講座・出前トーク
・・など
・市の支援制度・協働制度の活用
☆ ホッとタウンプロジェクト
・・など

段階的な地域のまちづくり（事例）

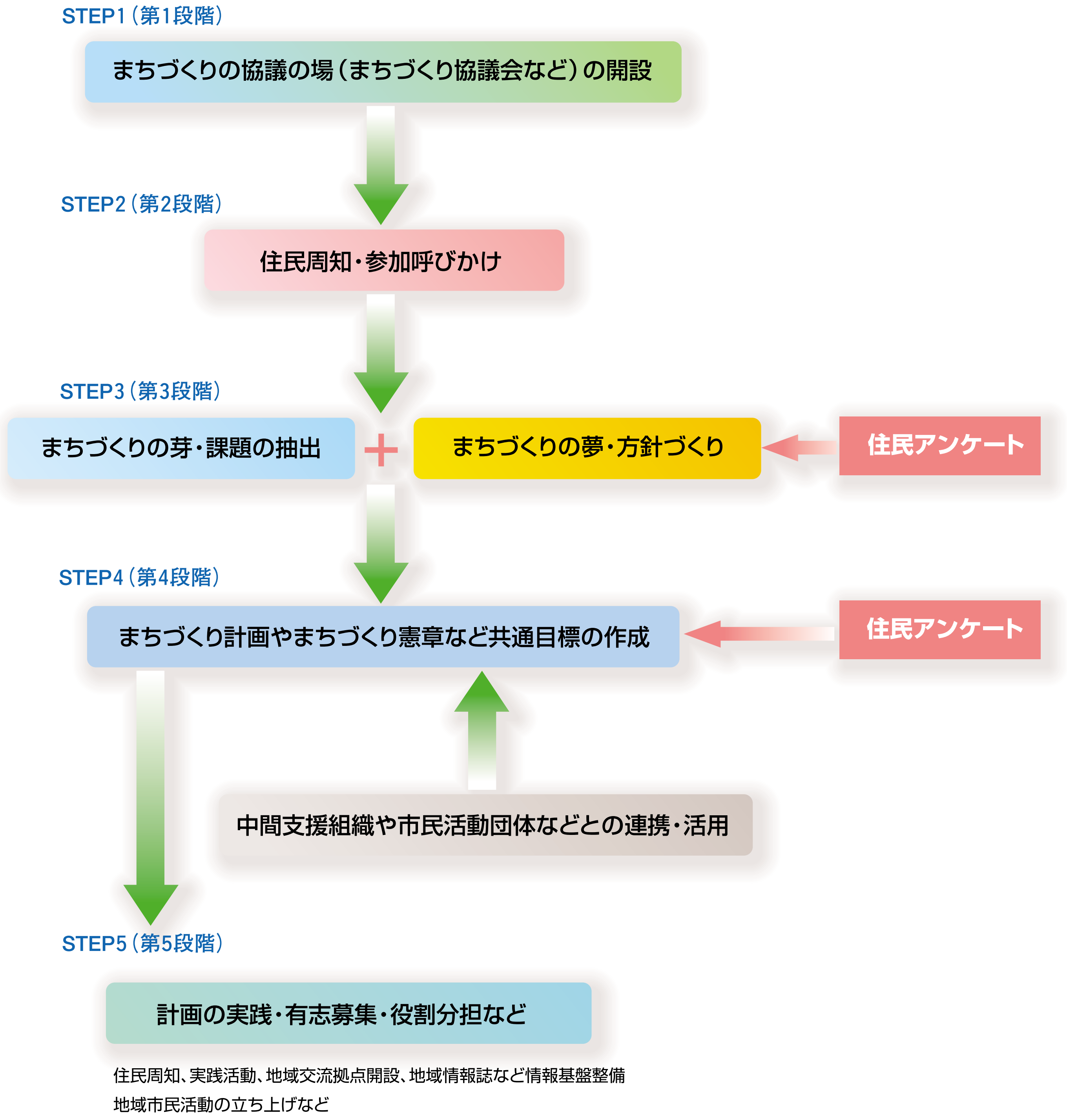

コミュニティエリア別活動例（現行）

※ 一例であり、また、そのエリアしかできないというものではありません。

	自治会エリア	自治会連合会エリア	中学校区エリア	複数の中学校エリア
共同	親睦活動	親睦活動（運動会・文化祭など） まつり・イベント 敬老会・成人式など		
美化	美化活動・ポイ捨て防止 地域景観ルール （地区計画など） ごみ出しマナーの徹底	美化活動・ポイ捨て防止 屋外広告物取締り協力 資源分別回収		
安全	駐車違反の締め出し 防犯・防災活動	交通安全運動 防犯・防災活動		
その他	← ←	福祉・健康・体育振興 青少年育成 公民館活動 地域情報誌作成・配布 商店街活性化	→ →	→ → コミュニティセンター管理

自治的地域コミュニティのエリア別活動イメージ

※ 一例であり、また、そのエリアしかできないというものではありません。
※ まちづくりの能動的な実施。
※ 上図の活動がこれにオーバーラップします。

		自治的地域コミュニティ		
	住民の帰属する最小単位	自治的地域コミュニティ（基礎的単位）	自治的地域コミュニティ（都市内分権単位）	
	自治会エリア	自治会連合会エリア	中学校区エリア	複数の中学校エリア
場		まちづくり協議会など 住民交流拠点の開設など	→	→
方針	町内憲章	まちづくり憲章など まちづくりプラン作成など	→ →	→ →
情報	←	電子町内会 地域情報誌作成・配布	→ →	→ →
人材育成	←	地域ボランティア有志活動 ボランティア・生涯学習相談 まちづくりリーダー養成 コミュニティビジネス	→ →	→ →
活動	←	アダプト・プログラム （一般型・創造型・文化財型）	→	→